

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）（抄） （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p>(保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等)</p> <p>第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 法第三条第一項に規定する者（以下この条において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者</p> <p>二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）</p> <p>2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に</p>

応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者若しくは同法附則第三条の三四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下この条及び第四条第二項において「算定基準額」という。）（保護者等が二人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。第四条第二項において同じ。）が三十万四千二百円以上である者とする。

一 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「就学支援金支給年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号及び第四条第二項において同じ。）に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所

得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十条第六項第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租

税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該保護者等の生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の十二月三十一日において当該保護者等の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒等が当該就学支援金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十六歳に達した者であるときは、当該合計額から三十三万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

二 就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の六の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該就学支援金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

3 | 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち、特例受給資格者（就学支援金が支給される月の初日において生徒等の保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと、解雇された後雇用されないことその他の従前得ていた収入を得ることができない事由として文部科学省令で定めるもの（以下この項において「特例事由」という。）に該

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

2 (略)

(支給限度額)

第二条 (略)

一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第三号において同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げる

当する場合であつて、当該就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の当該保護者等の収入の状況が継続するものとした場合に当該保護者等が一年間において得ると見込まれる収入の額その他の事情に基づいて算定基準額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定した額(当該生徒等の保護者等が二人以上いるときは、特例事由に該当する保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の算定基準額を合算した額)が十五万四千五百円未満である生徒等をいう。第四条第二項において同じ。)であるものは、法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者に該当しないものとする。

(高等学校等に在学した期間の計算の特例)

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一・二 (略)

2 (略)

(支給限度額)

第三条 (略)

一 高等学校等(次号から第六号までに掲げるものを除く。) 九千九百円

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」とい

ものを除く。) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等(ロからホまでに掲げるものを除く。)
九千六百元

ロ 特別支援学校の高等部 四百円

ハ 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。次号ホにおいて同じ。)
一万九千五百五十円

ニ 専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)
一万三千九百円

ホ 法第二条第五号に規定する特定教育施設(次号へにおいて単に「特定教育施設」という。)
九千九百円

二 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)の設置する高等学校等(第四号に掲げるものを除く。)
次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等(ロからトまでに掲げるものを除く。)
九千九百円

ロ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)の定時制の課程
二千七百円

ハ 高等学校の通信制の課程 五百二十円

ニ 特別支援学校の高等部 四百円

ホ 高等専門学校 一万九千五百五十円

ヘ 専修学校(トに掲げるものを除く。)、各種学

う。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程(第五号に掲げるものを除く。)
九千六百元

三 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。)
の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程(第五号に掲げるものを除く。)
二千七百円

四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程(次号に掲げるものを除く。)
五百二十円

五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。)で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの
受給権者(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)
が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

- 校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）及び特定教育施設 三万八千円
- ト 専修学校（高等学校の課程に類する課程であつて通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次号ロにおいて「専修学校通信制学科」という。） 二万八千円
- 三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額
- イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 三万八千円
- ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 二万八千円
- 四 高等学校及び専修学校で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条において同じ。）が当該学校に在学中の各月に支給される高等学校等就学支援金（同条第二項において「就学支援金」という。）の額の総額が百三十七万六千六百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

（削る）

（支給限度額の加算）

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

-
- 一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三
号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立
大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行
政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人
を含む。次号及び次項第三号において同じ。）以外
の者の設置する高等学校等
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共
団体の設置する高等専門学校（第一学年から第三学
年までに限る。次項第三号において同じ。）
- 三 地方公共団体の設置する専修学校
- 2
法第五条第二項の政令で定める受給権者は、算定基
準額が十五万四千五百円未満である受給権者（保護者
等が市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地
に住所を有する者である受給権者に限る。以下この項
において同じ。）又は特例受給資格者である受給権者
とし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同
条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた
額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める額とする。
- 一 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校
等に在学する者（次号及び第三号に掲げる者を除く
。） 当該受給権者の支給対象高等学校等について
の同条第一号又は第五号に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ当該各号に定める額に当該額の三分の七に相当
する額を加えた額
- 二 前条第一号及び第五号に掲げる支給対象高等学校
等の通信制の課程に在学する者 当該受給権者の支
給対象高等学校等についての同条第一号又は第五号
-

2 第三条 (略) (就学支援金の支給の停止)

2 第五条 (略) (就学支援金の支給の停止)

三 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

三 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校に在学する者 前条第一号に定める額に九千六百五十円を加えた額